

第 492 回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和 3 年 6 月 24 日（木） 午前 10 時 30 分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163 愛正寺ビル 2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭

労働者代表委員 北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂

使用者代表委員 上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦

事務局 鈴木労働局長、恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室
長補佐、井村補助員

2. 審議事項

- (1) 奈良地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 奈良地方最低賃金審議会の運営規程等について
- (3) 奈良県最低賃金審議会の改正について（諮問）
- (4) 令和 3 年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について
- (5) 令和 3 年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程について

(6) 運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について

(7) その他

3. 主要経過・審議結果

【上林賃金室長補佐】

おはようございます。

山口委員と水谷委員がまだご到着されていないのですが、電車のダイヤが乱れているということで、少し遅れられるというご連絡いただいていますので、定刻になりましたので、「令和3年度第1回目 奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。

また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

それではまず、定足数の確認でございますが、本日は、先ほど申し上げましたように山口委員と水谷委員が少し遅れてこられますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【藤本賃金室長】

それでは、本日の議事を進めてまいります。

賃金室長の藤本でございます。渡邊の後任といたしまして、本年4月より賃金室長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

大変失礼ですが、着席の上で説明させていただきたいと思っておりますが、失礼をお許しください。

委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、令和3年度の第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

初めてということもありまして、行き届かない点もあろうかと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

また、皆様方におかれましては、第53期の奈良地方最低賃金審議会の委員をお引受けいただき、ありがとうございます。

本審議会の委員の皆様方は、資料 No.1「奈良地方最低賃金審議会委員名簿」のとおりでございます。

公益委員の多田先生に代わりまして、山口先生が新しくご就任いただきました。他の14名の委員の皆様方には、変更ございませんのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、令和3年4月22日付をもちまして奈良労働局長から任命をさせていただきます。お手元に、辞令を置いておりますので、ご確認下さい。

各委員のお名前は、後ほど確認させていただきたいと思っております。

なお、任命後初めての審議会となりますので、このあと審議会の会長及び会長代理を選出するまでの間、慣行といたしまして、議事進行は事務局で担当をさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、奈良労働局長の鈴木より、皆様にご挨拶を申し上げます。

【鈴木労働局長】

皆様おはようございます。奈良労働局長の鈴木でございます。

本日は、ご多忙のところ第 492 回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、令和 3 年度第 1 回目の審議会でございますので、開会に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、とりわけ、賃金行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、大変お忙しい中にありまして、奈良地方最低賃金審議会の委員就任をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。なお、委員の任期は 2 年となりますので、長い間でございますがその間、どうぞよろしく願いいたします。

さて、奈良県最低賃金につきましては、昭和 48 年に新設発効して以降、改正諮問を重ねてまいりました。

今年度につきましては、先日 6 月 22 日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、改定の目安を諮問したところであり、今後、中央における審議の状況を踏まえつつ、奈良地方最低賃金審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延のために、4 月 7 日から一部都府県を皮切りに全国に緊急事態宣言が発令されて、5 月 25 日に解除されたものの、収束の見通しがつかない中であって、最低賃金審議会での議論がスタートしたと聞いております。

結果は、1 円の引上げによる 838 円、また全国加重平均額も 1 円引上げによる 902 円という結果になったということでございます。

奈良県最低賃金は、平成 25 年以降は 10 円以上の上げ幅、特に 28 年以降は 20 円以上の上げ幅であったことを考えますと、新型コロナウイルス感染症が最低賃金の審議に与えた影響の大きさがうかがえるところでございます。

奈良労働局におきましても、コロナ対策といたしましては、雇用を守ることを最優先課題として、雇用調整助成金等による雇用維持の支援、特別労働相談窓口の設置等によって、様々な労働問題への対応に努めてきたところでございます。

いずれにいたしましても、私ども事務局といたしまして、この最低賃金審議会の円滑な運営ができますよう、審議資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症の県内の経済、雇用への影響を含めて、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただき、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【藤本賃金室長】

それでは、続きまして、第 53 期奈良地方最低賃金審議会の委員の皆様方をご紹介したいと思います。

改めまして、お手元の資料 No. 1 をご覧ください。

まず、公益委員の先生です。伊東眞一先生でございます。杵崎のり子先生です。下山朗先生です。深水麻里先生です。山口宣恭先生です。

労働者代表。北尾亮先生、松田拓実先生、水谷圭子先生、山本勝先生、渡邊茂先生。

次、使用者代表で上村賢司先生、小西克美先生、柴田健司先生、当麻和重先生、西田雅彦先生。

以上 15 名でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、改めまして事務局である奈良労働局の職員を紹介します。

まず、先ほどご挨拶しました奈良労働局長の鈴木でございます。

【鈴木労働局長】

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【藤本賃金室長】

次に、労働基準部長の恒吉でございます。

【恒吉労働基準部長】

昨年度に引き続き、よろしくお願ひいたします。

【藤本賃金室長】

次に、賃金室長補佐の上林でございます。

【上林賃金室長補佐】

上林と申します。よろしくお願ひします。

【藤本賃金室長】

最後に、わたくし賃金室長の藤本でございます。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、再び着席をお許しください。失礼いたします。

それでは、早速ですけれども、次第の議題 (1)「奈良地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について」の審議に入ります。

最低賃金法 24 条では、会長及び会長代理は公益を代表する委員の中から選ぶことになっております。

委員の皆様方、いかがいたしましょうか。

【労働者側 松田委員】

お疲れ様です。

私、労働者代表の松田と申します。よろしくお願ひします。

先ほどご提案ありました。「奈良地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出について」ということで、会長につきましては、前期で会長代理を務めていただきました伊東委員のほうに、また、会長代理は、経済政策、労働経済のご専門家である下山委員にそれぞれお願ひいただければと思います

が、いかがでしょうか。

【藤本賃金室長】

はい。ありがとうございます。ただいま松田委員から、「会長に伊東委員」、「会長代理に下山委員」というご意見がございましたが、委員の皆様方、いかがでしょうか。

【会場】

異議なし。

【藤本賃金室長】

はい。ありがとうございます。異議がないということで、ありがとうございます。そうしましたら伊東委員、下山委員、こういった声がございますが、いかがでございますか。お願いしてもよろしいでしょうか。

【伊東委員】

会長に就任する件、お引き受けいたします。

【下山委員】

はい。私もお引き受けいたします。

【藤本賃金室長】

はい。ありがとうございます。そうしましたら、会長は伊東委員に、会長代理は下山委員に、それぞれお願いすることといたします。

そうしましたら、伊東会長から一言ご挨拶をいただきまして、引き続きまして、以後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【伊東会長】

会長を務めることになりました伊東でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。コロナ禍であったりとかオリンピックとかワクチン接種とか世間が騒がしい中であって、今後、審議会を進めて行くことになりました。ですので、皆様のご協力もとに審議会を進めて行きたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

座らせてもらいます。すみません。

それでは、さっそくですが議事を進行して行きたいと思っております。

議題（2）「奈良地方最低賃金審議会の運営規程等について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

それでは、「運営規定の改正案」と、「傍聴規程」についてご説明します。

まず、運営規定の改正案なのですけども、資料No.2をご覧ください。

すみません着席させていただきます。

各労働局では、地方最低賃金審議会の運営規定を作成し、審議会を運営しております。

資料 No. 2 の下のところにページを振っているのですがけれども、1 ページと 2 ページは、令和元年 6 月に改正した現行の運営規程でございます。

3 ページが新旧対比表となっております、右側が現行規定の内容、左側の赤字のところは改正案の内容でございます。

4 ページと 5 ページは、改正内容の溶け込み版となっております。

本件運営規定を改正する趣旨でございますが、最低賃金審議会は本来、委員の皆様方に会場までご参集いただきまして開催するものではございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、万が一の場合にあっても、リモート形式によりまして審議会が開催できるよう、その根拠を規定するものでございます。

改正内容であります運営規定の第 4 条を読み上げます。

「第 1 項 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいいます。）を利用する方法によって会議に出席することができる。」

「第 2 項 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。」

あとの項は少し番号がずれております。以上でございます。

引き続きまして、資料 No. 3 をご覧いただけますでしょうか。資料 No. 3 「奈良地方最低賃金審議会傍聴規程」でございます。これは、本審議会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様でございます、変更点はございません。

内容の変更を提案しております「運営規定の改正案」につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、「運営規定の改正案」につきましては、これを承認することとし、お手元の資料 No. 2 の「案」を削除し、附則の施行期日を本日「令和 3 年 6 月 24 日」とご記入ください。

それでは運営規程の内容が固まりましたので、この運営規程の第 7 条第 1 項に基づきまして、本日の議事録の署名人を指名いたします。

署名人は、私のほかに労働者側は、北尾委員よろしく願いいたします。

使用者側は、上村委員どうぞよろしく願いいたします。

次に、議題（3）「奈良県最低賃金審議会の改正について（諮問）」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の鈴木から伊東会長に「諮問文」をお渡ししますので、伊東会長、鈴木局長ともに会場中央まで移動をお願いします。

【伊東会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【藤本賃金室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様方にお配りしますので、しばらくお待ちください。お手元に行き渡りましたでしょうか。そうしましたら、内容を確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げたいと思います。

奈労発基 0624 第 3 号

令和 3 年 6 月 24 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長

鈴木 伸宏

奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成 7 年奈良労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。

では、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木労働局長】

それでは、私の方から先ほどの挨拶と被るのもございますが、諮問の趣旨を簡単にご説明申し上げたいと考えております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響等を踏まえまして、奈良県最低賃金は対前年比 1 円の引上げとなる 838 円という数字になったところでございます。

今年の政府の方針といたしましては、6 月 18 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略フォローアップ」これは、机上で資料配布させていただいているところでございますが、コロナ禍で賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染

症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組みも参考して、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年度の引上げに取り組むとされたところであります。

我々といたしましても、ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するためにも、最低賃金を含めた賃金の引上げを継続して行くことが重要なことではないかと考えているところでございます。

引き続き新型コロナの経済に対する影響が懸念されている状況がご案内のとおりかと思えます。

一方で、政府は今の方針にもございましたけれども、各種の取組を行っているところでございます。希望する全ての対象者へのワクチン接種を 10 月から 11 月にかけて終えることを目指して、全力で取り組んでいると聞いてございますし。

また、感染症の厳しい経済的な影響につきましては、奈良労働局においてもですが、各種・支援策を講じて、事業継続と雇用の確保に万全に期しているところでございます。

そのほかにも、中小企業における設備投資や IT 化といった生産性向上の取組に対する支援、それから下請事業者の取引環境の適正化など、政府一丸となって取り組んでまいったところでございまして、引き続き、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいくところであります。

そういった中で、6 月 22 日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改正の目安について諮問がなされたところでございます。

奈良県においても、以上の申し上げたような様々な環境を踏まえた、まさに奈良の実情に応じた審議というものをお願い申し上げて、趣旨の説明とさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、諮問に関連する資料をあらかじめ用意してもらっておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

はい。それでは、説明をさせていただきます。

お配りしております資料の No. 4 から順番にご覧いただけたらと思えます。

資料 No. 4 でございますが、令和 3 年 5 月に発表されました。「月例経済報告（令和 3 年 5 月）」でございます。

これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づきまして、毎月とりまとめているものでございます。

冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

次に、資料 No. 5 でございます。2021 年 1 月から 3 月期の「第 163 回中小企業景況調査」の結果につきまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。

この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業施策の企画・立案に必要な基礎資料を収集するために、四半期ごとに調査、公表しているものでございます。対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の 5 業種でありまして、全国の約 19,000 社の中小企業が対象となっております。

そして、そのうち小規模企業（製造業と建設業におきましては従業員が 20 人以下、卸売業、小売業、サービス業におきましては従業員が 5 人以下）の占める割合は、原則として 80%程度になるように調整されているとのこととございます。

次に、資料 No. 6 でございます。近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「奈良県内経済情勢報告令和 3 年 4 月判断」でございます。

この報告は経済指標や次の資料 No. 7 でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございます。

次に、資料 No. 7 でございます。これは、資料 No. 6 と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和 3 年 4 月～6 月期調査 奈良県下の調査結果」でございます。

これは、奈良県に所在します資本金 1 千万円以上の法人企業（ただし、電気・ガス・水道業と金融・保険業は、資本金 1 億円以上）でございます。この 106 社を対象に経済の状況並びに今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございます。

資料 No. 8 は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県と全国）」でございます。

この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報 6 月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

次に、資料 No. 9 でございます。「令和 3 年春闘要求妥結状況」でございます。

この資料は、日本労働組合総連合会様と日本経済団体連合会様から発表されたもの、それから、奈良県経済産業協会様にご協力をお願いして集計した資料をつけております。ご協力いただきましたこと大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

次に、資料 No. 10 でございます。「令和 2 年賃金構造基本統計調査の概況」でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計の 1 つといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。

調査対象数は 78,181 事業所、有効回答数は 54,874 事業所、有効回答率 70.2%であり、本概況は、有効回答数は 54,874 事業所のうち、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所 48,007 事業所について集計したものでございます。

ご参考までに申し上げますと、11 ページと 12 ページのところに、短時間労働者の賃金関係の資料が掲載されております。

資料 No. 11 でございます。「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございます。

この資料は、厚生労働省が奈良県を通じて実施しています「毎月勤労統計調査」の公表結果を、事務局でとりまとめたものでございます。

資料 No. 12 は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和 3 年 4 月分）」でございます。

この資料は、奈良県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を私ども奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

資料 No. 13 は、「令和 2 年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。

この資料は、昨年度の「奈良県最低賃金」と「奈良県内の特定最低賃金」の改定状況などを、私ども事務局でとりまとめたものでございます。

資料 No. 14 ですが、「地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移」でございます。

この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去 5 年間の改定状況をとりまとめたも

のでございます。

次に、資料 No. 15 でございます。「令和 2 年度奈良地方最低賃金審議会 開催状況」でございます。

この資料は、昨年度の奈良地方最低賃金審議会の開催状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局から説明がありました改正諮問の趣旨並びに関係資料につきまして、何かご質問等はございますか。

なければ、次に進めさせていただきます。

議題 (4)「令和 3 年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について」の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

はい。それでは、ご説明します。

まず、最低賃金法第 25 条第 2 項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しています。

そして、同条第 3 項では、「専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定し、公労使の委員が同数をもって組織することとされており、その委員の数は 9 人以内ということになっております。

また、同条第 5 項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くこととなっております。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ただいま事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置し、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなります。

つきましては、「専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」に関して、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

はい。それでは、ご説明します。

専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することになっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。なお、公示期間につきましては、本日 6 月 24 日から 7 月 8 日までとする予定でございます。

また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出を持って行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日 6 月 24 日から 7 月 14 日までという予定でございます。

なお、関係労使から意見聴取につきましては、法の定めにより、意見書の他、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認められるものをその会議に出席させる等によりまして、意見を聴くということも併せて定められております。

以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明について、ご質問等はございますか。

それでは、本年度の審議会の審議の進み方について、他に委員の皆さんから何かございますか。松田委員よろしく願いいたします。

【労働者代表 松田委員】

すみません。労働者代表の松田と申します。私のほうからですが、令和3年度奈良地方最低賃金審議会における、最低賃金の審議を行うにあたり、最低賃金審議会令第6条5項の適用についてご提案させていただきたいと思っております。

まず、最低賃金法につきましては、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としているものであり、この法の目的を踏まえれば、我々、最低賃金審議会委員は、一日でも早い発効を目指すべきであると考えます。

毎年の審議会の審議にあたりましては、各委員ともに確認いただきまして、10月1日に発効できるよう日程調整をさせていただいておりますが、結果としまして、10月1日に発効できない審議会日程になる場合もございます。

しかしながら、この日程調整にあたりましては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むにあたって、打ち合わせ等ができないなどの意見も踏まえ、最近では公労使ともにしっかりと意思疎通ができる時間等に配慮した日程になっているものと認識しています。

最低賃金審議会令第6条5項はその条文において「審議会は、あらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会が開かれれば、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打ち合わせ等、意思疎通も可能であります。であるならば、最低賃金専門部会の決議において、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができるのであれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であるというふうに考えます。

以上のことから、奈良地方最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条5項の適用について提案させていただきます。以上です。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。ただ今、松田委員より「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」に

ついて提案がありました。今まで当審議会では取り扱っていない内容でございます。まずは「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」とはどのようなものなのか、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

はい。先ほどの松田委員からの説明と重複する内容も含まれておりますが、改めまして最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明します。

お手元にお配りしております「令和3年度版最低賃金決定要覧」151ページをご覧いただきたいと思いたいのですが、最低賃金決定要覧よろしいでしょうか。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

この条文の趣旨としましては、最低賃金審議会の意思決定は原則として総会、総会とは本審のことなわけですが、総会の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものであります。最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、総会の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくありませんので、最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができる、というものでございます。

この条文を運用するにつきましては、本来総会(本審)の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものであり、その運用にあたっては総会(本審)の意向と明らかに異なる議決がなされないよう慎重に運用すべきものであります。

また、包括的運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」のように特定の個別事案について行うべきものであります。

本条文にて「あらかじめその議決するところにより」と規定されておりますように、本条の適用には事前の議決が必要とされておりますが、その時期につきましては「あらかじめ」とあるように、答申までに行われればよく、例えば、当該最低賃金の決定の諮問を行う総会(本審)において行うか、専門部会の審議が相当程度進んだ後に総会(本審)を開いて行うかは自由でございます。

また、専門部会で全会一致とならなかった議決につきましては、総会(本審)で更なる審議を行う余地もあることから、この条文の運用にあたっては、原則として専門部会での決議が全会一致行われる場合に限るべきものでありまして、総会(本審)での議決ではこの点を明確にしておくべきであります。

以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。それでは、松田委員から提案のありました内容及び事務局からの説明を踏まえまして、他の委員の皆様で、ご発言ある方はいらっしゃいますか。上村委員。

【使用者代表 上村委員】

失礼いたします。使用者側委員の上村でございます。ただ今の提案に関しまして、使用者側を代表

といたしまして、少し意見を述べさせていただきたいと思えます。

ご提案にいただきました件につきまして、発効日の話を受けて、その大事さは重々私ども理解しておりますけれども、その以上にこの当審議会におきまして、決定に至る発効すべきものをしっかり決めていくというプロセスが大事なというふうにご考えております。あくまでも専門部会は私ども 5 人中からの代表的な者が、参画して議論する場でございます。松田委員からもありましたように、日程の中で十分な議論ということもあろうかと思えますけれども、あくまでも代表者が専門部会に参画して決定するというスタイルでございます。その中でいろいろと内部での調整はあったとしても、参画していない委員の意見がすべてそこに反映しているとは考えられない場合もございます。

ですので、しっかりとその専門部会に出席していない委員が会長から委嘱を受けて、委員を任命する以上しっかりと自身の意思を表明する場というのは当然必要だと思えますし、それは責務だと考えます。

ですので、改めて本審の場で専門部会に出席していない委員においても、それは当然公労使すべて統一でございますが、自らの意見をしっかりと表明することが大事だと思えますし、それが公正なプロセスにおいて不可欠だと思えます。

いろいろな審議会におきまして、こういった専門部会方式をとる中で、出席していない委員の意思・意見表明の場をなくすということは公正なプロセスとして、いかがなものかと常々考えているところでございますので、こういった専門部会形式をとる審議会においては、出席していない委員のしっかりとした意思表示の場を確保すべきだというふうにご考えているところでございます。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。他にご意見はございませんか。労働者側。

【労働者代表 松田委員】

はい。先ほど上村委員の方からご意見いただきましたとおり、本審委員が参加する機会が減って本審の意見を反映する場面が少なくなってしまうというところで、決定プロセスとしては、本審の意見を踏まえた内容にしたいというところでありましたが、やはり専門部会というところで 3 名それぞれ公労使代表で出ているところもありまして、今回、日程調整していただいておりますとおり、余裕を持った日程、その日程の中で十分意見調整であったりする時間というものがあるというふうにご認識しております。そういった中で代表で選出されている 3 名の委員となりますので、そこでの意見も踏まえた上でその専門部会に出席をいただいて、その決定するというところに関しましても、ちゃんと意見を聞いた上で判断していただく場ということで専門部会を開いて審議しておりますので、そういった中では他の委員の意見を聞いたうえでしっかりと審議する場になっていきますので、6 条 5 項適用することによって、また発効日が 10 月 1 日ではなく、他の日にずれてしまうということになりますと実際、最低賃金近傍で働いている方などにつきましては、やはり賃金の改定される日が毎年異なってしまうということになると中々不安な状況になってきますので、できればこういったものは同じ日に賃金改定が行われるというような状況も審議会としては目指して行けたらなというふうにご考えておりますので、6 条 5 項適用についてご提案させていただきました。以上です。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。その他にご意見はございませんか。渡邊委員どうぞ。

【労働者代表 渡邊委員】

労働側委員の渡邊と申します。今の上村委員の内容はもっともな話かなという気がしますけども、本審自体決議自体も5人ということで、その中で欠席もありきの世界になると思いますが、上村委員の論議いいますと、欠席がもしも会議だったらその人は意思表示できていないということになるかと思いますが、これも踏まえると本審自体も欠員しても定足数を満たせば決定されるということも踏まえれば、この審議会令6条5項についても、あらかじめ決議しとけば本審に代えられるというのと一緒だと思いますけれども、それも踏まえて労働側委員としてはこれ提案させていただいているということをご理解いただければなというふうに思います。以上です。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。それでは使用者側。

【使用者代表 上村委員】

失礼します。改めまして上村の方から意見を述べさせていただきたいと思います。

私どもは発効日を延ばすために、そういった意味でこの6条5項の適用を否定しているわけではございませんということしっかりと明確に意思表示をしたいと思います。

あくまでも私が申し上げているのは発効に至るプロセスにおいて、それは公的な審議会においてどうあるべきかということを示しているわけであって、今ありましたように欠席とかいうのはしっかりとした規定に基づいてなされるべきところでありまして、それはすべての含めたその中でいかに委員としての立場をしっかりと表明して行くかということが重要であると申し上げているところでございます。ですので、発効日の重要さを鑑みながらもそこに至るプロセスというのは、もっとも大事な部分でありこの審議会の目的・目標のある根幹だということの中でそこに参画し集う意見をいうべき委員の、その意思表示の場をなくすということは決してなくしてはいけないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。本日は申し訳ありませんけれども、その他にもいろいろと審議をしないとしないこともございますので、議論を継続するというところで、進めて行きたいと思います。

ただいま、松田委員からご提案ありました「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」ですけども、残念ながら、反対の意見もありまして、全員一致で賛成するに至りませんので、本年度は、この適用を見送るという形で議論は継続するというところで、本審議会では、今後も引き続き検討していくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題(5)「令和3年度奈良地方最低賃金審議会の審議日程について」の審議に入ります。

では、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

はい。それでは、ご説明いたします。

昨年度の審議会の審議経過につきましては、資料 No. 15 をご覧ください。大変恐縮ですが、時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

本年度の審議日程（案）をご説明します。

机上配布をしております。「令和 3 年度奈良地方最低賃金審議会日程（案）【6～8 月分（地域別最低賃金関係）】」という資料をご覧くださいと思います。

都道府県最低賃金に関しましては、厚生労働省では、毎年 10 月 1 日の発効を目標としているところでございます。

昨年度の奈良県最低賃金の発効日は、委員の皆様のご協力もありまして、10 月 1 日とすることができました。

今年度も委員の皆様方の予定を確認し、できる限り早い発効日を模索した結果、お示しの（案）を作成した次第でございます。なお、発効日は 10 月 1 日予定となっております。

これらに案におけます具体的なスケジュールをご説明します。

8 月 5 日にご答申をいただき、8 月 5 日から 8 月 20 日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、異議審議を 8 月 23 日に開催してご審議いただくこととし、そして、当日のご答申をいただくことができましたら、官報公示の手続を経て、10 月 1 日の発効予定となります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、とりあえず答申日の予備日としまして、8 月 10 日、異議審議の予備日としまして 8 月 26 日を仮に押さえております。この点に関しましては、ご多忙な委員の皆様方に大変ご無理をお願いしました点、本当に申し訳ありませんでした。

なお、9 月以降の審議日程につきましては、運営小委員会における議論、つまり、特定最低賃金の改定の必要性に関する議論を踏まえまして、必要でありましたら後日に改めて日程調整をお願いし、開催時期を決定する予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたく、また、日程調整の説にはご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。それでは、本日は、本審の第 2 回目と第 3 回目の日程について、何かご意見はございますか。

ご意見がないようですので、それでは、第 2 回本審は 7 月 19 日（月）13 時から。

第 3 回本審は 8 月 5 日（木）15 時からそれぞれ開催いたしますので、日程の確保にご協力をお願いいたします。

第 4 回日本審は、異議申立の有無によって開催の有無が変わりますので、異議申出があれば改めてご連絡しますが、とりあえずは 8 月 23 日（月）10 時から開催する可能性があることをお含みおき願います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次回の審議会は「公開審議」といたします。

次に、議題（6）「運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について」の審議に入ります。では、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

はい。それでは、ご説明します。

奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条では、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定しております。

これまで、本審議会では、特定最低賃金改正の必要性につきまして、運営小委員会を設置してご審議いただいております。

また、運営小委員会の委員の人数は、最低賃金審議会令第6条で、9人以内と規定されていることから、公・労・使各3名の合計9名となっております。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ただ今、事務局から説明がありましたように、本審議会は、特定最低賃金の改正の必要性については、従来から運営小委員会を設置し、審議をしてまいりました。

そして、この審議結果を報告書として取りまとめ、本審に報告しておりました。

本年度につきましても、これまでどおりの取扱とすることよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本年度も運営小委員会を設置し、運営小委員会にて「特定最低賃金の改正について必要性の有無」を審議し、審議結果を報告書に取りまとめることといたします。

次に、運営小委員会の人数ですが、これまでどおり公・労・使各3名ということで、いかがでしょうか。ありがとうございます。運営小委員会の委員の人数は、これまでどおり公・労・使各3名といたします。

運営小委員会の委員は、奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条で、「会長が指名する」ことになっております。

会長が指名する前に、まずは労働者側委員、使用者側委員それぞれからご推薦をいただきたいと思っております。

まずは、労働者側委員はいかがのでしょうか。

【労働者代表 松田委員】

労働委員の松田です。専門部会のほうにつきましては、私と北尾委員、山本委員この3名を推薦したいと思います。以上です。

【伊東会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、次に、使用者側委員いかがでしょうか。

【使用者代表 上村委員】

失礼いたします。運営小委員会の使用者側委員といたしましては、当麻委員、西田委員、そして私、上村と3人をお願いしたいと思います。

【伊東会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、公益委員からは、私、伊東のほかに、下山会長代理、深水委員の3名といたします。よろしく願いいたします。

公労使の委員の推薦がそろいましたので、改めてお名前を確認いたします。

公益委員は伊東委員、下山委員、深水委員。

労働者側は北尾委員、山本委員、松田委員。

使用者側は当麻委員、西田委員、上村委員。

ということで、運営小委員会の委員として指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただ今指名いたしました9名の委員の皆様、運営小委員会での審議をよろしく願い申し上げます。

運営小委員会の開催日程は、いかがでしたでしょうか。

【藤本賃金室長】

はい。先ほどの日程のところでご覧いただきました机上配布資料の「令和3年度奈良地方最低賃金審議会日程」をご覧ください。

先走った記載で大変失礼でしたが、日程が非常にタイトとなっておりますので、委員の皆様方には大変ご無理を申し上げますが、よろしければ、7月21日（水）15時00分開始でお願いしたいと思います。

また、同じ日の13時から第2回目の奈良県最低賃金の専門部会の開催を予定していますので、両方にご参加いただける委員の方々には大変ご無理をお願いすることになり恐縮でございますが、何卒ご協力のほどを宜しく願い申し上げます。

【伊東会長】

はい。事務局から、運営小委員会を7月21日（水）15時開始でお願いしたいということですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、運営小委員会は、7月21日（水）15時開始ということで、先ほどの9名の委員の皆様方には、日程確保のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の議題となりますが、議題（7）「その他」ですが事務局から何かございますでしょうか。

【藤本賃金室長】

特にございません。

【伊東会長】

それでは次回は、7月19日（月）13時開始でございますので、よろしくお願い申し上げます。

審議の内容は、「中賃の目安報告、専門部会委員の任命（報告）、関係労使からの意見聴取、特定最賃の申出、特定最賃の必要性諮問」等を予定しております。

なお、次回の審議会は、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、本日の審議会をこれにて終了いたします。皆様、お疲れ様ございました。